

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年十二月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十二月九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 高 巖

一 道路の種類 県道

二 路線名 熊谷寄居線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p style="text-align: center;">深谷市本田字前八幡四二七五番一地从 深谷市本田字前八幡四二七七番地先まで</p>		<p style="text-align: center;">区 間</p>
<p style="text-align: center;">一一・七〇〇一五・一一</p>	<p style="text-align: center;">一〇・六〇〇一三・〇三</p>	<p style="text-align: center;">敷地の幅員 (メートル)</p>
<p style="text-align: center;">三九・八一</p>		<p style="text-align: center;">延長 (メートル)</p>
		<p style="text-align: center;">備 考</p>